

(様式例第11)

日 総 病 第112号
令和7年8月1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所 山形県酒田市あきほ町30番地
申請者

氏 名 地方独立行政法人
山形県・酒田市病院機構
(日本海総合病院)
理事長 島貫 隆夫

日本海総合病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和6年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地
氏名	地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院

3 所在の場所

〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地	電話 (0234) 26-2001
--------------------------	-------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
一床	4床	一床	一床	586床	590床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) HCU 病床16 ・ ICU 病床8 除細動器、ペースメーカー、心電計、呼吸循環監視装置、人工呼吸器、 経皮的酸素分圧監視装置、酸素濃度測定装置、微量輸液装置、超音波診断装置、 心電図モニター、血液ガス分析装置、人工透析装置、気管支ファイバー、 経皮の心肺補助装置、連続心拍出量測定装置、熱傷ベッド、スケールヘッド、 大動脈内バルーンパンピング
検体検査室	(主な設備) 前処理分注装置、血小板凝集測定装置 卓上遠心機、卓上冷却遠心機、純水製造装置、生化学自動分析装置、免疫発光測 定装置、血糖分析装置、HbA1c測定装置、多項目自動血球分析装置、血液凝固自 動分析装置、塗抹標本作製装置、血液ガス分析装置、赤血球沈降速度測定装置、 浸透圧測定装置、全自動尿分取装置、尿総合分析装置、便潜血測定装置
微生物検査室	(主な設備) 全自動細菌同定感受性検査システム、微生物質量分析装置、全自動遺伝子解析装 置、血液培養自動分析装置、バイオハザード対策用キャビネット、プログラム低 温恒温器、バイオハザード遠心機、超低温フリーザー、光学顕微鏡、高圧蒸気滅 菌器
病理検査室	(主な設備) 自動固定包埋装置、全自動HE染色装置、自動染色装置、自動ガラス封入装置、パ ラフィン包埋装置、ドラフトチャンバー、安全キャビネット、液化化標本作製装 置、卓上遠心機、自動免疫染色装置、クリオスタット、光学顕微鏡、ミクロト ム、遠心分離機、臓器撮影装置、蛍光顕微鏡
病理解剖室	(主な設備) 解剖台、死体保管用冷蔵庫、臓器撮影装置
研究室 (第二会議室)	(主な設備) 机、椅子、ワイヤレスマイク、モニター、音響設備、ホワイトボード、 プロジェクター、シャウカステン
講堂	室数 1 室 収容定員 200人
図書室	室数 1 室 蔵書数 6,217冊 (単行書)
救急用又は患者 搬送用自動車	(主な設備) 救急車 (酸素設備、吸引機) 保有台数 2 台
医薬品情報管理室	[専用室] 床面積 60.7㎡

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されている
ことを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率		70.3%	算定 期間	2024年4月1日 ～2025年3月31日	
地域医療支援病院 逆紹介率		99.2%			
算出 根拠	A：紹介患者の数			13,707人	
	B：初診患者の数			19,486人	
	C：逆紹介患者の数			19,329人	

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	24床
専用病床	0床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救命救急センター	849.1㎡	(主な設備) エックス線一般撮影装置 超音波診断装置 F P D搭載回診用エックス線撮影装置 高規格救急車伝送心電図等受診装置 モニタリングシステム	可
放射線撮影室	1,894.75㎡	(主な設備) エックス線C T装置 デジタルエックス線一般撮影装置 磁気共鳴断層撮影装置 循環器系エックス線診断装置 乳房エックス線撮影装置 泌尿器用エックス線テレビ装置 ガンマカメラシステム 脳腹部血管撮影システム 心臓カテーテル検査データシステム フルデジタルガンマカメラ アフターローディング 体外衝撃波結石破碎装置 リニアック	可
内視鏡検査室	648.3㎡	(主な設備) 気管支ビデオスコープ超音波観測システム ハイビジョンビデオスコープシステム デジタルエックス線テレビシステム	可
生理検査室	301.4㎡	(主な設備) 医用サーモグラフィ装置 血圧脈波検査装置 心電図データマネジメントシステム	可
臨床検査室	696.2㎡	(主な設備) 血液検査システム 心臓用超音波診断装置 自動採血管準備装置 病理顕微鏡システム	可

集中治療室 (ICU・HCU)	678.0m ²	(主な設備) HCU 病床16 ICU 病床8 除細動器 ペースメーカー 心電計 呼吸循環監視装置 人工呼吸器 経皮的酸素分圧監視装置、 酸素濃度測定装置 微量輸液装置 超音波診断装置 心電図モニター 血液ガス分析装置 人工透析装置 気管支ファイバー 経皮的心肺補助装置 連続心拍出量測定装置 熱傷ベッド、 スケールヘッド 大動脈内バルーンパンピング	可
--------------------	---------------------	---	---

4 備考

山形県 救急告示病院（二次救急医療、三次救急医療）令和5年4月1日から令和8年3月31日

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数（※へり含む）	4,017人 (2,050人)
上記以外の救急患者の数	15,591人 (2,674人)
合計	19,608人 (4,724人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動	2台
--------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

① 令和4年度共同利用医療機関延べ数	2,332件
・施設共同利用医療機関延べ数	25件
・機器共同利用医療機関延べ数	2,307件
② 上記①の医療機関のうち、開設者と直接関係のない医療機関	2,332件
・施設共同利用医療機関延べ数	25件
・機器共同利用医療機関延べ数	2,307件

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

①磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)
②コンピュータ断層撮影装置 (CT)
③陽電子放出断層撮影装置 (PET/CT)
④ラジオアイソトープ検査装置 (RT)
⑤その他病院長が認めた医療機器装置
⑥建物の一部

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 ☒ 有 ☐ 無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名: [REDACTED]

職 種: [REDACTED]

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
※別紙のとおり				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	3床 (HCU)
--------------	----------

日本海総合病院 医療連携登録医制度運営要綱

(目的)

第1条 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院（以下「日本海総合病院」という。）は、地域住民への質の高い医療サービスを提供するため酒田地域の医療機関等との病診連携並びに病病連携を図り、酒田地域の医師、歯科医師、看護師、その他医療従事者（以下「医療従事者」という。）の相互研鑽及び情報の共有を図ることを目的として医療連携登録医制度運営要綱を定める。

(登録医制度の内容)

第2条 登録医制度の類型及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 紹介入院患者共同診療制度

医療連携登録医制度に登録された医療機関（以下「医療連携登録医療機関」という。）から紹介され入院した患者の診療について、かかりつけ医である登録医と日本海総合病院主治医が共同して当該患者の検査、処置、指導を行うこと（以下「共同診療」という。）により、退院後のかかりつけ医への円滑な診療につなげることを目的とする。

(2) 医療機器共同利用制度

医療連携登録医療機関から検査目的で紹介された患者の検査について、かかりつけ医である登録医と日本海総合病院医師が日本海総合病院の医療機器を共同利用すること（以下「医療機器共同利用」という。）により、検査後のかかりつけ医の円滑な診療につなげることを目的とする。

(3) 研究及び研修部門利用制度

医療連携登録医療機関の医療従事者へ日本海総合病院が開催する研究会及び研修会並びに日本海総合病院を広く開放することにより、資質向上並びに相互研鑽を行うこと（以下「研究医及び研修部門利用制度」という。）を目的とする。

(登録医制度の利用)

第3条 登録医制度の利用にあたって、「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院医療連携登録医登録（変更）申請書」（様式1）（以下「登録医登録（変更）申請書」という）により、医療機関単位で事前に登録申請をしなければならない。

2 登録事項に変更が生じた場合は、その事項を「登録医登録（変更）申請書」により変更申請をしなければならない。

(登録の決定及び登録証の交付)

第4条 登録医制度の利用決定は日本海総合病院長が行う。

2 日本海総合病院長は、利用決定を行った場合、医療連携登録医療機関に対して「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院医療連携登録証」（様式2）を交付し、「医療連携登録医制度登載通知書」（様式3）を送付する。

3 紹介入院患者共同診療制度及び医療機器共同利用制度を利用する医師又は歯科医師については、「医療連携登録医制度登録医師証」（様式4）を発行する。

(登録の期間)

第5条 次の各号いずれかに該当した場合は、登録医を辞退するものとする。

(1) 登録医が保険医でなくなったとき

(2) 登録医制度の利用について継続しがたい事由が生じたとき

(登録医制度の利用対象施設及び医療機器)

第6条 医療連携登録医療機関からの紹介入院患者の共同診療施設として、日本海総合病院内病棟に専用病床3床を確保する。

2 医療連携登録医療機関から紹介された患者の検査にあたって、医療機器共同利用を行う医療機器は次の各号の掲げる装置とする。

- (1) 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)
- (2) コンピュータ断層撮影装置 (CT)
- (3) ラジオアイソトープ検査装置 (RI)
- (4) その他病院長が認めた医療機器装置

3 医療連携登録医療機関の医療従事者に対して、研究及び研修部門利用制度で開放する施設は、日本海総合病院の図書施設とする。

(共同利用の実施手順)

第7条 登録医が共同診療を行おうとする場合は、事前に「入院患者共同診療申込書」(様式5)を提出しなければならない。

2 登録医が医療機器共同利用を行おうとする場合は、「医療機器共同利用申込書」(様式6)を提出しなければならない。

3 共同診療または医療機器共同利用を終了した後は「入院患者共同診療・医療機器共同利用実施記録書」(様式7)により、診療・検査内容等を記録しなければならない。

(利用時間及び遵守事項)

第8条 共同診療または医療機器共同利用は、祝日、休日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分の時間内とする。ただし、病院長が認めた場合は、この限りではない。

2 登録医は、共同診療・医療機器共同利用を行う際、白衣及び「医療連携登録医制度登録医証」を着用しなければならない。

(共同利用に係る経費)

第9条 共同診療又は医療機器共同利用を行う際の諸費用、機器使用料は、日本海総合病院の負担とし、登録医に対しての請求は行わない。ただし、患者に負担を求めることができない費用等が生じた場合は、協議の上請求する場合がある。

2 登録医が行う共同診療又は医療機器共同利用に対する報酬や旅費等の支給は行わない。

(医療情報の共有)

第10条 共同診療又は医療機器共同利用に際し、登録医は日本海総合病院内電子カルテを閲覧し、紹介患者の医療情報を得ることができる。

2 登録医は医療情報ネットワーク協議会ちょうかいネットに積極的に参加し、紹介患者の医療情報の共有化を図ることとする。

(実施細則)

第11条 医療連携登録医制度の運営にあたっての運用方法等については、日本海総合病院が別に定める。

附則

(施行期日)

本要綱は、平成24年8月1日から施行する。

登録医療機関の名簿

No.	医療機関名	医師名	住 所	主たる診療科名	地域医療 支援病院 開設者との経営上 の関係	共同利 用類型 施設 1 機器 2
1	丸岡医院	丸岡 喬	酒田市松原南15-1	内科、消化器科	無	1・2
2	吉田医院	吉田 元	酒田市本町1-2-6	内科	無	1・2
3	医療法人尾形内科胃腸科医院	尾形 浩	酒田市みずほ1-2-28	内科、胃腸科	無	1・2
4	本間医院	本田 陽子	酒田市南千日町10-48	内科、婦人科	無	1・2
5	阿部内科胃腸科医院	阿部 正和	東田川郡庄内町南野字南浦95-1	内科、胃腸科	無	1・2
6	山原整形外科クリニック	山原 慎一	酒田市大宮字一貫野82	整形外科	無	1・2
7	浅野内科クリニック	浅野 正二	酒田市あきほ町653-9	内科	無	1・2
8	酒井医院	酒井 朋久	酒田市相生町2-5-40	内科、循環器科	無	1・2
9	さとう小児科医院	佐藤 寛明	酒田市新井田町1-3	小児科	無	1・2
10	さとう内科クリニック	佐藤 顕	酒田市東泉町1-12-50	内科	無	1・2
11	高木整形外科クリニック	高木 信博	酒田市亀ヶ崎7-1-30	整形外科	無	1・2
12	石沢内科胃腸科医院	石澤 優	酒田市亀ヶ崎2-2-57	内科、胃腸科	無	1・2
13	ほんま内科胃腸科医院	本間 清和	酒田市光ヶ丘2-4-18	内科、胃腸科	無	1・2
14	こども医院さいとう	斎藤 慶一	酒田市松原南11-21	小児科	無	1・2
15	しょうない眼科	土谷 大仁朗	酒田市大宮町1-4-17	眼科	無	1・2
16	医療法人社団池田内科医院	池田 真人	酒田市広野字末広105-4	内科	無	1・2
17	いくま内科胃腸科クリニック	井熊 仁	酒田市錦町5-32-698	内科胃腸科	無	1・2
18	サイトー内科	齋藤 好正	酒田市一番町9-9	内科	無	1・2
19	くろき脳神経クリニック	黒木 亮	酒田市富士見町3-2-3	神経内科、脳神経外科、内科	無	1・2
20	健生ふれあいクリニック	本間 卓	酒田市泉町1-16	内科、循環器内科	無	1・2
21	池田外科・胃腸科医院	池田 利史	酒田市上安町1-80-28	外科、胃腸科	無	1・2
22	富樫クリニック	富樫 尚子	酒田市本町3-10-5	内科、神経内科	無	1・2
23	土門医院	土門 斉	飽海郡遊佐町庄泉字開元65	内科、泌尿器科、消化器内科	無	1・2
24	上田診療所	矢島 恭一	酒田市上野曽根字上中割73	外科、胃腸科	無	1・2
25	医療法人誠山会大山内科循環器クリニック	大山 武紹	酒田市亀ヶ崎3-8-11	循環器内科	無	1・2
26	石黒内科医院	石黒 昌生	酒田市東中の口町3-2	内科	無	1・2
27	岡田内科循環器科クリニック	岡田 恒弘	酒田市東大町3-38-3	循環器内科	無	1・2
28	真田医院	真田 淳	酒田市浜田1-7-56	内科、消化器科	無	1・2
29	菅原外科内科医院	菅原 貴子	酒田市東大町1-10-6	外科、内科、消化器科	無	1・2
30	医療法人西尾医院	西尾 彰	酒田市亀ヶ崎2-4-12	皮膚科、泌尿器科	無	1・2
31	山容病院	小林 和人	酒田市浜松町1-7	精神科、内科	無	1・2
32	松浦内科医院	松浦 周	酒田市こあら2-3-9	内科	無	1・2
33	かめがさき整形外科	安田 健一	酒田市亀ヶ崎3-2-13	整形外科	無	1・2
34	医療法人外科内科渡邊クリニック	渡邊 公伸	酒田市亀ヶ崎3-2-1	外科、内科	無	1・2
35	さくらこころのクリニック	荒木 桂	酒田市東大町2-6-4	精神科、心療内科	無	1・2
36	さかい往診クリニック	坂井 庸祐	酒田市みずほ2-20-7	内科、外科	無	1・2
37	かとう医院	加藤 久仁彦	東田川郡庄内町余目字町15-1	内科、循環器科	無	1・2

庄内医療情報ネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、庄内医療情報ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域内の関係医療機関及び介護事業所等がそれぞれの保有情報を共有することにより、患者さんに急性期から回復期を経て在宅医療にいたるまで一貫した治療方針のもとに、切れ目ない医療・介護サービスを提供できる地域医療連携体制を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医療情報共有化の推進
- (2) 地域医療連携パス運用の推進
- (3) 医療情報共有化システムの開発
- (4) 知的所有権の管理に寄与する事業
- (5) その他本協議会の目的にあった事業

(構成団体、役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、委員の構成団体、機関並びに役員は別紙のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 3名

2 役員は委員の互選によって選定する。

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、職務を代行する。

3 監事は、協議会の財産の状況並びに決算を監査する。

(任期等)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会員の入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める利用者登録申請書により、会長に申し込む。
- 3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人に

その旨を通知しなければならない。

(会員の退会及び資格喪失)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 除名されたとき。

3 会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、協議会の議決により、これを除名することができる。

(1) ちようかいネット運用規程に違反したとき。

(2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(協議会の開催)

第9条 会長は必要に応じ委員を招集し、協議会を開催する。

2 協議会の議長は会長とする。

3 協議会の議決は出席した副会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(検討委員会)

第10条 会長は第3条の事業を達成するために、検討委員会を組織することができる。

2 検討委員会の長は会長が指名し、その構成員は検討委員会の長が指名した者で構成する。

(協議会の機能)

第11条 協議会は、以下の事項について審議し、決定する。

規約及び規程の変更

事業計画及び収支予算

事業報告及び収支決算

資産の管理

その他、協議会の運営に関する事項

2 収支決算に関する書類は、事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受けなければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務局を山形県酒田市あきほ町30番地に置く。

(会計)

第13条 協議会の会計事務並びに契約事務は「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構会計規程」、「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構会計規程実施規程」及び「地方独立行政法

人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程」を準用する。

- 2 協議会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(費用負担)

第14条 庄内二次医療圏の情報開示病院及び中核病院を有する市区町村は協議会事務局の運営業務を支援することを目的として、運営支援費を納入するものとする。

- 2 費用負担額は、協議会の審議により翌年度分を定めるものとする。
- 3 協議会事務局は、毎年6月末を目処に当該年度の費用負担額を通知するものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項は協議会の議決を経て会長が定める。ただし、協議会を招集する暇がない場合は、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この規約は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この協議会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長 佐藤 顕

副会長 福原 晶子

監 事 鶴岡市健康福祉部地域包括ケア推進室

山形県庄内総合支庁保健福祉環境部保健企画課 課長補佐

酒田市健康福祉部健康課 課長補佐

- 3 この協議会の設立当初の役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、この協議会の設立の日から令和4年5月31日までとする。

附 則

本規約改定は令和5年7月3日から施行する。

庄内医療情報ネットワーク協議会組織構成

1. 委員

所属団体・機関	同左職名
酒田地区医師会十全堂	会長
鶴岡地区医師会	会長
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院	病院長
鶴岡市立荘内病院	病院長
酒田地区歯科医師会	会長
鶴岡地区歯科医師会	会長
酒田地区薬剤師会	会長
鶴岡地区薬剤師会	会長
医療法人健友会 本間病院	病院長
医療法人徳洲会 庄内余目病院	病院長
鶴岡地区医師会	理事
酒田市ケアマネジャー連絡協議会	
鶴岡市介護保険事業者連絡協議会居宅支援事業者部会	
山形県庄内総合支庁保健福祉環境部	医療監（兼） 兼庄内保健所長
酒田市健康福祉部健康課	課長
鶴岡市健康福祉部地域包括ケア推進室	室長

2. 監事

所属団体・機関	同左職名
鶴岡市健康福祉部地域包括ケア推進室	
山形県庄内総合支庁保健福祉環境部保健企画課	課長補佐
酒田市健康福祉部健康課	課長補佐

3. 事務局

山形県酒田市あきほ町30番地に設置する。

統合事務局	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院
酒田地区事務局	同上
鶴岡地区事務局	鶴岡市立荘内病院

教育研修委員会規程

(目的)

第1条 日本海総合病院における教育研修に関する事項を審議することを目的として、教育研修委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 研修担当指導医（若干名）
- (2) 医師（若干名）
- (3) 看護部長
- (4) 事務局長
- (5) 薬局長
- (6) 検査部技師長
- (7) 放射線部技師長

(委員の委嘱)

第3条 委員は院長が委嘱する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 臨床研修医の研修に関する事。
- (2) 地域医療研修及び院内各種研修に関する事。
- (3) 図書室の管理・運営に関する事。
- (4) 図書室の予算に関する事。
- (5) 図書室の集書方針に関する事。
- (6) 図書資料の選定に関する事。
- (7) 図書の廃棄・除籍に関する事。
- (8) その他必要な事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会の互選により選出し、院長の了承を得て決定するものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、年2回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(委員以外の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の結果を速やかに口頭で委員長に報告し、追ってその概要を取りまとめ回覧するものとする。

(承認)

第10条 院長は、前条の会議の結果を運営会議にかけさせ承認を得るものとする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会において

別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日改正）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

・緩和ケア関係研修会	10回	院内130名	院外111名	計241名
・認知症疾患医療センター関係研修会	1回	院内420名	院外0名	計420名
・地域連携パス研修会	3回	院内67名	院外61名	計128名
・院内感染対策関係研修会	6回	院内2,384名	院外114名	計2,498名
・褥瘡対策関係研修会	2回	院内63名	院外9名	計72名

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	22回
(2) (1) の合計研修者数	3,359名 (うち院外295名)

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無 ☒ 有 ☐ 無

イ 研修委員会設置の有無 ☒ 有 ☐ 無

ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
※別紙のとおり				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講 堂	182.3m ²	(主な設備) 机41脚、椅子167脚、演台1台、スクリーン2枚、 音響設備一式、マイクスタンド6本、 マイク (ワイヤレス4本)
第二講堂	123.7m ²	(主な設備) 机25脚、椅子100脚、演台1台、音響設備一式、 マイクスタンド2本、マイク (ワイヤレス6本)
第一会議室	56.0m ²	(主な設備) 机9脚、椅子50脚、プロジェクター1台、 ホワイトボード2台
第二会議室	74.9m ²	(主な設備) 机15脚、椅子50脚、マイク (ワイヤレス2本)、モニター、 音響設備一式、ホワイトボード1台、プロジェクター1台、 シャウカステン1台
第三会議室	54.5m ²	(主な設備) 机15脚、椅子50脚、テレビ1台、ホワイトボード1台 スクリーン1枚
医局会議室	40.7m ²	(主な設備) 机10脚、椅子30脚、プロジェクター1台、シャウカステン1台

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院長 橋爪 英二
管理担当者氏名	各担当部署

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		電子カルテと病歴管理室 (カルテ庫) 各担当部署	患者毎に保管管理
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	電子カルテ	患者毎に保管管理
	救急医療の提供の実績	電子カルテ	患者毎に保管管理
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	研修会を実施した各委員会等	委員会毎に保管管理
	閲覧実績	医事課及び電子カルテ	日別及び患者毎に保管管理
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	医事課	月別及び診療科毎に保管管理

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	医事課 [REDACTED]
閲覧担当者氏名	医事課 [REDACTED]
閲覧の求めに応じる場所	医事課
閲覧の手続の概要 日本海総合病院に患者を紹介しようとする医師、歯科医師及び地方公共団体から医療法第22条第2号又は第3号に掲げる諸記録の閲覧を求められた時は、医療法第16条の2第5号に基づき対応する。 【閲覧の手続き】 ①「閲覧申出書」により閲覧を申し出る。 ②閲覧日取扱は、月曜日から金曜日（国民の祝日及び休日並びに年末年始日は除く）までの午前9時から午後4時までとする。 ③閲覧場所については、医事課で行う。 【庄内医療情報ネットワーク（ちょうかいネット）】 庄内医療情報ネットワーク（ちょうかいネット）において、共同診療又は医療機器共同利用に際し、登録医は当院内電子カルテの閲覧と紹介患者の医療情報を得ることが可能である。また、登録医は医療情報ネットワーク協議会への積極的な参加を促し、紹介患者の医療情報の共有化を図っている。	

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回
委員会における議論の概要	
1 令和6年度 第1回 北庄内地域医療連携推進協議会	
開催日	令和6年7月18日 (木) 18:30~19:00
場 所	ホテルリッチ&ガーデン酒田
内 容	協議 (1) 会長・副会長の選任について (2) 事業の実績について ・紹介率、逆紹介率について ・救急患者数について ・医療機器の共同利用について (3) 令和6年度協議会開催予定について (3) その他 ・ちょうかいネット登録数について
出席人数	委員17名 事務局3名
2 令和6年度 第2回 北庄内地域医療連携推進協議会	
開催日	令和6年10月23日 (水) 18:30~19:00
場 所	ホテルリッチ&ガーデン酒田
内 容	協議 (1) 事業の実績について ・紹介率、逆紹介率について ・救急患者数について ・医療機器の共同利用について (2) その他 ・ちょうかいネット月別登録患者数について
出席人数	委員19名 事務局3名
3 令和6年度 第3回 北庄内地域医療連携推進協議会	
(庄内地域医療情報ネットワーク研究会へ合同参加)	
開催日	令和6年11月16日 (土) 14:00~15:30
場 所	日本海総合病院 2階講堂
内 容	講演 座長: 日本海総合病院 病院長 橋爪 英二氏 講師: 名寄市立総合病院 情報管理センター長兼名寄市健康福祉部参与 守屋 潔氏

出席人数 医・歯・薬・介護福祉・行政関係従事者 57名（委員含む）

4 令和6度 第4回 北庄内地域医療連携協議会

開催日 令和7年3月25日（火）18：30～19：00

ビデオ通話（Zoom）による開催にて実施

内 容 協議（1）事業の実績について

・紹介率、逆紹介率について ・救急患者数について

・医療機器の共同利用について

（2）その他

・ちょうかいネット月別登録患者数について

出席人数 委員19名 事務局3名

（注） 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

北庄内地域医療連携推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、北庄内地域医療連携推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 北庄内地域の医療機関が相互に連携し、病診連携並びに病病連携の推進を図ることにより、地域住民へ質の高い医療サービスを提供する方策を検討協議する。

(協議)

第3条 協議会は前条の目的達成のため、次に掲げる事項を協議し、地域医療支援病院ほか、各関係機関等へ提言を行う。

- (1) 医療機能の分担、医療情報の共有化、診療情報提供書や地域連携パス等の活用による紹介及び逆紹介の推進に関する事項。
- (2) 施設及び医療機器の共同利用の推進に関する事項。
- (3) その他医療連携に関する事項。
 - ア 地域の医療従事者に対する研修実施について。
 - イ 救急医療の提供について。
 - ウ 諸記録の管理・閲覧について。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 会長は、協議会委員から委員の互選をもって選出する。

3 副会長は会長が指名する。

4 委員の任期は、2年とする。再任を妨げないものとする。また、委員が欠け補欠の委員が就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第5条 会長は会務を総理し、会議の座長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 協議会は年4回開催し、会長が召集する。

2 協議会に必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を設置する。

2 協議会の庶務は、日本海総合病院医事課が処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成24年9月4日から施行する。

(平成26年4月1日 一部改正)

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他(各病棟)
主として患者相談を行った者(複数回答可)	
15,716件	
患者相談の概要	
【相談内容】 別紙のとおり 【講じた対策】 ① 各外来、各入院棟及び入退院支援センター等に患者相談窓口に関するリーフレットを配置し、患者相談窓口の周知に努めた。また行政機関や市立図書館にもリーフレットを設置し、地域住民に対しても周知を行った。 ② 入院患者から相談希望が聞かれた際は、病棟看護師や入退院支援センター退院支援看護師が医療福祉相談員に連絡を取り、患者情報の収集と相談に応じた。 ③ 入退院支援センターにおける入院説明時に患者から医療費等の相談依頼があった際は、医療福祉相談員に連絡を取りすみやかに相談に応じた。 ④ 外来患者が診察時に相談したい旨の依頼があった場合は、医師や外来看護師が医療福祉相談員に連絡を取り相談に応じた。 ⑤ 関係機関(他病院、診療所、行政やケアマネジャー等)から連絡があった場合には、院内関係者とやり取りを行い、院内外の連携強化に努めた。 ⑥ 院内職員向け研修会等を行い、患者相談窓口を利用できる体制整備に努めた。	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	☒ 有・無
令和4年2月に日本医療機能評価機構から主たる機能「一般病棟 2」(機能種別版評価項目 3rdG: Ver. 2.0) に認定された。	

(注)医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	☒ 有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 - ホームページの充実による病院情報の発信 - 患者、地域住民向け及び関係者向けに広報誌「あきほ」を年間4回発行し、病院機構の施設整備の状況や治療に関する情報等の発信	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	☒ 有・無
・退院調整部門の概要 《入退院支援センター》 - 自宅への退院: ケアマネージャー依頼・情報提供・情報交換、福祉サービス利用の相談・調整、開業医・訪問看護ステーションへの橋渡し、開業医への診療情報提供書の依頼、サービス利用の為に診断書の依頼、各事業所へ情報提供・情報交換、病棟看護師と連携と退院指導 - 施設入所・転院: 施設の説明・入所手続きの説明、診療情報提供書・診断書の依頼、施設相談員との情報交換、施設相談員からの窓口(入所・転院日時調整)	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	☒ 有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 - 地域連携クリティカルパス【大腿骨近位部骨折、5大がん、脳卒中、前立腺がん】 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み - 地域連携クリティカルパスの策定について、地域の複数の医療機関同士で、それぞれの医療機関の役割・治療内容をまとめ、医療内容を標準化することで効果的な医療を提供している。脳卒中地域連携クリティカルパスでは、入院時から病気のことを身近にとらえてもらえるよう、冊子「私のカルテ」をお渡しし、栄養指導時など冊子を用いて説明している。	